

平成20年度

志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 4 7 号

平成21年8月19日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 杉 木 弘 明

平成20年度志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成20年度志摩市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

志摩市水道事業会計	1
志摩市下水道事業会計	2
志摩市立国民健康保険病院事業会計	3
志摩市下水道事業特別会計	4

平成 20 年度 志摩市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位: %)

比 率 名	平成 20 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	-	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産が1,668,776千円で、流動負債は202,180千円となっている。流動資産が流動負債を大きく上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 20 年度 志摩市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	平成 20 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	-	20.0	

(2)個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産が 53,949 千円で、流動負債は 11,984 千円となっている。流動資産が流動負債を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 20 年度 志摩市立国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位: %)

比 率 名	平成 20 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	13.6	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産は 222,125 千円で、流動負債は 349,234 千円となっている。このことから分かるように、流動負債が流動資産を上回っており、資金が不足した状態となっている。

経営健全化審査における資金不足比率を算定すると 13.6%となっており、経営健全化基準の 20.0%を下回っている。

市民病院においては、統合に伴う増築工事も完成したので、今後は整備された経営基盤を最大限活用することにより、健全な病院経営を実現されるよう望むものである。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 志摩市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位: %)

比 率 名	平成 20 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	-	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、歳入額が 430,104 千円で、歳出額が 410,060 千円となっている。歳入額が歳出額を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。